

令和2年度乳がん・子宮がん検診(前期)

◆乳がん検診(前期)

 清瀬市に住民登録のある40歳以上の女性(昭和56年3月31日以前生まれ)で、昨年度市の乳がん検診を受けていない方(検診は2年に1度)。先着600人

【検診期間】7月1日(水)～9月30日(水)

 織本病院(旭が丘一丁目)・複十字病院(松山三丁目)・武蔵野総合クリニック(元町一丁目)

費2,000円

※令和2年4月20日時点で40歳(昭和54年4月2日～昭和55年4月1日生まれ)の方には、クーポン券が個人通知されますので、申込みの必要はありません。

※クーポン対象の方で、令和2年4月20日以降に転入された方は、お問い合わせください。

◆子宮がん検診(前期)

 清瀬市に住民登録のある20歳以上の女性(平成13年3月31日以前生まれ)で、昨年度市の子宮がん検診を受けていない方(検診は2年に1度)。先着600人

【検診期間】7月1日(水)～9月30日(水)

 公立昭和病院(小平市花小金井八丁目)・宇都宮レディースクリニック(元町一丁目)

 頸がん検診1,000円、体がん検診(条件あり)1,000円

申 乳がん検診・子宮がん検診いずれも5月15日～6月5日(当日消印有効)に、電子申請・はがき(記入例参照)で健康推進課健康推進係042-497-2075へ

※電話・窓口での申込みはできません。

※いずれの検診も、令和2年度より検診期間を「前期」「後期」に分

けています。10月から1月に受診したい方は、後期募集にお申込みください。後期の募集は、9月1日～11日を予定)

※いずれの検診も、50歳以上の方(昭和46年3月31日以前生まれ)は無料です。また、世帯全員が住民税非課税の方、生活保護世帯、中国残留邦人等支援給付対象者は、その証明書を提出すれば費用負担はありません。世帯全員が住民税非課税の方は、健康推進課へ申請していただければ、がん検診自己負担金無料券を発行します。

はがき記入例
(普通はがきでお申込みください)

乳がん・子宮がん検診申込み

- 住所
- 氏名(ふりがな)
- 生年月日
- 電話番号
- 希望する検診に✓を入れ、現時点で受診予定の病院を○で囲んでください

□乳がん検診

- 織本病院
- 複十字病院
- 武蔵野総合クリニック

□子宮がん検診

- 公立昭和病院
- 宇都宮レディースクリニック

はがきあて先には、「〒204-8511 清瀬市健康福祉部健康推進課 行」とご記入ください。



スマートフォンでの電子申請はこちら(乳がん)

※電子申請はいずれも5月15日から行えます。



スマートフォンでの電子申請はこちら(子宮がん)

第11回特別弔慰金の請求手続きについて

新型コロナウイルス感染予防のために、「予約制」としています

特別弔慰金の支給対象となる方は高齢者が多く、感染予防、混雑緩和のため請求手続は、「予約制」とさせていただきます。事前に下記までお電話いただき、来庁の予約をお願いします。

国として弔慰の意を表すため、戦没者等のご遺族に、特別弔慰金が支給されます。前回(第10回特別弔慰金)に引き続いて受給される方も手続きが必要です。

【支給対象者】戦没者等の死亡当時のご遺族で、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける方がいない場合に、先順位のご遺族1人に支給。戦没者との続柄などにより、請求できる順位や要件が定められています。

【請求受け付け期間】令和5年3月31日(金)まで(請求受け付け期間は3年間)

【支給内容】額面250,000円、5年償還の記名国債

【請求手続(予約制)】請求者により手続きに必要な書類が異なります(ご遺族様の状況を詳しく伺いながら、必要書類をご案内します)。ご自身が該当されると思われる場合は、必ず事前にお問い合わせください。

◆郵送での請求について

郵送による請求手続きにも対応しています。ご希望の場合は下記までお問い合わせください。

 予約受け付け及びお問い合わせ(地域包括ケア推進課福祉総務係) 042-497-2056

「情報公開制度」と「保有個人情報開示制度」

①情報公開制度とは

市が保管・保存する文書を対象に公開する制度です。請求された情報は、個人情報や個人財産の保全などの理由を除き、原則すべて公開されます。

②保有個人情報開示制度③保有特定個人情報開示制度とは

市が保有する自己の個人情報の開示を請求することができる制度です。個人情報にマイナンバーを含まないものが②保有個人情報、含むものが③保有特定個人情報です。

【開示決定】原則請求を受けた日の翌日から14日以内(保有特定個人情報の開示請求については30日以内)に開示・一部開示・非開示の決定を行い、決定通知書で通知します

【手数料】無料(写しの作成費用や郵送料は実費負担)

【請求方法】①は直接窓口または郵送、ファクスで、②③は本人であることを証明できる書類(運転免許証や健康保険被保険者証など)を、②は1点、③は2点持参し、直接文書法制課文書法制係へ

◆令和元年度運用状況

各制度における開示運用状況は

下表のとおりです(いずれも令和元年度開示請求分のみを掲載)。

 文書法制課文書法制係 042-497-2031

公文書開示請求・自己の個人情報開示請求の件数(単位:件)

区分	請求件数	開示・非開示の決定				取り下げ	却下	処理中
		開示	一部開示	非開示	その他			
公文書	14	3	7	3	0	1	0	0
保有個人情報	8	1	7	0	0	0	0	0
合計	22	4	14	3	0	1	0	0

※令和元年度開示請求分のみを掲載。

実施機関別開示請求の件数(単位:件)

実施機関名	開示請求件数	
	公文書	保有個人情報
議会関係	1	0
企画部	1	0
総務部	0	1
市民生活部	4	4
健康福祉部	3	2
子ども家庭部	0	0
都市整備部	1	1
会計課	1	0
教育委員会	2	0
選挙管理委員会	0	0
農業委員会	0	0
監査委員	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0
複数の部署にまたがるもの	1	0
合計	14	8

※令和元年度開示請求分のみを掲載。

オンブズパーソン制度をご利用ください

市政に関する苦情を民間の有識者が調査し、必要に応じて是正の勧告を行います。市の施策や職員の対応などに不満をお持ちの方は、市内公共施設または市ホームページにある「苦情申立書」に必要事項を記入し、オンブズパーソン事務局(文書法制課文書法制係)に申し立て(郵送・ファクスも可)

をしてください。

処理結果は、行政資料コーナーや市ホームページで閲覧できます。令和元年度の申立件数は次のとおりです。**【苦情申立件数】**0件 **【オンブズパーソン】**秋山一弘(弁護士)、川上俊宏(弁護士)  文書法制課文書法制係 042-497-2031 042-492-2415

募集



清瀬市男女平等推進委員会委員

清瀬市男女平等推進条例第20条ならびに、同条例施行規則第8条の規定により、清瀬市男女平等推進委員を公募します。 市内在住で男女平等推進施策に関心のある方。定員6人以内 **【任期】**令和2年7月1日から2年間 **申** 5月15日から29日(必着)までに、応募動機を800字にまとめ、男女共同参画センターにある申込書(市ホームページからダウンロード可)に、住所・氏名・年齢・職業・電話番号を記入し、郵送または持参で男女共同参画センター 042-495-7002へ

※応募者多数の場合は、男女共同参画についての活動経験及び実績、男女の比率などを加味し、選考させていただきます。

都営住宅(地元割当)入居者

【募集戸数】清瀬竹丘一丁目＝2DK一戸・3DK一戸、清瀬中里四丁目＝2DK一戸(2人以上の世帯向け一般住宅) **【募集案内の配布期間】**5月28日

(木)～6月4日(木) **【申込み締切日】**6月8日(月)(当日消印有効)

【募集案内の配布場所・時間】市役所1階案内、まちづくり課、高齢支援課、生活福祉課、松山・野塩出張所＝平日午前8時30分～午後5時(平日の午後5時～午後8時と土・日曜日は市役所夜間受付で配布)、各地域市民センター、子ども家庭支援センター、生涯学習センター＝各センター開館日の開館時間内で配布  まちづくり課まちづくり係 042-497-2093

子育て



令和2年3月生まれの新米ママと赤ちゃんの会

初めての子育てで困ったこと、こんな時どうする? 赤ちゃんとの生活・遊び・自分の時間がないなど皆でお話しましょう!  6月9日、16日、23日、30日の火曜日午前10時～正午(受け付けは午前9時45分から)  きよせボランティア・市民活動センター **申** NPO法人ウイズアイ 042-452-9765  info@with-ai.netへ

健康関連のお知らせ

 健康推進課成人保健係 042-497-2076へ

事業名・対象・内容など	日時	申込み
1. 食生活相談(電話相談) 生活習慣病予防の食事や高齢期の食事の相談を行います。毎日の食事に不安がある方、お気軽にご相談ください。	6月15日(月)午後1時30分～4時 7月6日(月)午前10時～正午	直接窓口または電話で申込み